

フィリピン
知的所有権に係わる法律の違反に対する行政不服申立に関する規則
2010年12月6日公布

目次

規則1 定義，解釈；裁判所規則

第1条 用語の定義

第2条 解釈

第3条 裁判所規則の補足的な適用

規則2 訴訟の開始

第1条 訴状，提出時期及び提出先

第2条 第1審管轄権

第3条 聴聞の場所

第4条 方式要件

第5条 パートナーは個々に記名すること

第6条 申請手数料の納付及び事件表への記載

第7条 代理及び記録の秘密保全

第8条 召喚状

第9条 答弁

第10条 補正された訴状に対する答弁

第11条 却下申立は認められない

第12条 審理前手続

第13条 審理前準備書面の不提出又は不出頭の効果

第14条 当事者の出頭

第15条 審理前準備書面の不提出又は審理前協議への不出頭の効果

第16条 審理前手続の結果の記録

第17条 審理前手続の日程表

規則3 聴聞官の権限

第1条 聴聞官の権限

第2条 罰則付召喚令状の送達

第3条 文書提出命令状の破棄

規則4 仮差押

第1条 差押令状の発行理由

第2条 命令の発出及び内容

第3条 必要な宣誓供述書及び保証証書

第4条 申請人の保証証書の条件

第5条 財産差押の方法

- 第 6 条 執行官の報告
- 第 7 条 差押の対象となるもの及び執行の方法
- 第 8 条 差押後で判決の記入前には差押財産を売却することができる
- 第 9 条 逆保証證書の供託に基づく差押の解除
- 第 10 条 その他の理由による差押の解除
- 第 11 条 差押財産の所有権を第三者が主張した場合
- 第 12 条 判決の差押財産からの執行；執行官の報告
- 第 13 条 不足額は強制執行により徴収する；超過分は判決債務者に引き渡される
- 第 14 条 供託金の処分
- 第 15 条 差押命令の発出対象の当事者に有利に判決がなされた場合の差押財産の処分
- 第 16 条 不適切，不適正又は過大な差押を理由とする損害賠償請求

規則 5 予備的差止命令

- 第 1 条 予備的差止命令；発することができる者
- 第 2 条 予備的差止命令の発出理由
- 第 3 条 予備的差止命令又は保全命令に係る宣誓された申請及び保証證書
- 第 4 条 保全命令 (TRO) が発令され得る場合
- 第 5 条 予備的差止命令 (PI) が発令され得る場合
- 第 6 条 差止命令又は一時的差止命令に係る異議申立又は取消申立の理由
- 第 7 条 保全命令 (TRO) 又は予備的差止命令 (PI) が却下される場合

規則 6 侮辱

- 第 1 条 直接侮辱は即決で罰せられる
- 第 2 条 間接侮辱は告発及び聴聞後に罰せられる
- 第 3 条 侮辱に係る手続
- 第 4 条 聴聞；保釈金による保釈
- 第 5 条 間接侮辱に係る罰則
- 第 6 条 命令に従うまで収監される
- 第 7 条 保釈金により保釈された当事者が応答しない場合の手続
- 第 8 条 聴聞官は被告を釈放することができる
- 第 9 条 局長による判決又は命令の見直し

規則 7 日程表及び延期

- 第 1 条 審理日程表
- 第 2 条 審理の通知
- 第 3 条 審理は継続的である
- 第 4 条 事件の配転

規則 8 証言録取及び開示

- 第 1 条 訴訟中の証言録取書
- 第 2 条 証言録取の効果

第3条 証言録取を行うことに関する規定

第4条 質問書に対する応答の提出期間

規則9 聴聞

第1条 事件の審理

第2条 聴聞の延期

第3条 審理の順序

第4条 合意事実陳述書

第5条 事件を解決する期間

第6条 併合

規則10 証拠

第1条 必要な証拠

第2条 文書証拠

第3条 局長及び聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない

第4条 方法特許の立証責任

第5条 更なる証拠を止める権限

第6条 手続には衡平法上の原則が適用される

規則11 決定及び命令

第1条 決定の言渡し

規則12 行政罰及び制裁

第1条 科すことができる行政罰

規則13 判決、最終命令及びその記載

第1条 判決及び最終命令の言渡し

第2条 判決及び最終命令の記載

第3条 執行命令及び令状

第4条 不服申立中の執行

規則14 不服申立

第1条 決定及び命令の確定

第2条 不服申立、遂行の方法

最終規定（省略）

規則 1 定義、解釈；裁判所規則

第 1 条 用語の定義

別段の定めがない限り、次の用語は、次のように解釈する。

- (a) 「答弁」とは、相手方当事者が依拠する消極的及び積極的な抗弁を記載する訴答をいう。
- (b) 「保証証券」及び「逆保証証券」とは、現金、銀行発行自己宛小切手による現金保証をいい、保証証券及び逆保証証券を除く。
- (c) 「局」とは、知的所有権庁の法務局をいう。
- (d) 「主任聴聞官」とは、局の上級職員であって、聴聞官を直接監督するものをいう。その役職又は正式な呼称は、庁の構成によっては、「主任聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (e) 「訴状」とは、原告の訴訟原因を構成する主要事実の簡明な陳述をいう。これには求める救済を明記するものとするが、正当かつ衡平な更なる又はその他の包括的な救済の請求の趣旨申立を付加することができる。
- (f) 「裁判所」とは、地方裁判所等の一般管轄権を有する裁判所をいう。
- (g) 「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (h) 「局長」とは、法務局長をいう。
- (i) 「出所の虚偽表示」とは、商品若しくはサービス又は商品の容器に若しくはこれらに関連して、語、用語、名称、記号、図案若しくはこれらの組合せ、又は出所の虚偽表示、事実に関する虚偽の若しくは混同を生じさせる記述、又は事実に関する虚偽の若しくは混同を生じさせる表現であって、次に該当するものを商業上使用する者の行為をいう。
 - (i) 自己の他人との関係若しくは関連性について、又は出所、後援若しくは自己の商品、サービス若しくは商業活動の他人による承認について、混同させ、錯誤させ又は誤認させる虞のあるもの、又は
 - (ii) 商業上の広告又は宣伝において、自己の又は他人の商品、サービス又は商業活動の内容、特性、品質又は原産地を偽って表示するものその者は、当該行為により被害を受ける虞があると考える者により、IP 法第 156 条及び第 157 条に規定する損害賠償及び差止に係る民事訴訟を提起される対象となる。
- (j) 「虚偽の又は詐欺的な宣言」とは、口頭によるか書面によるかに拘らず、虚偽の若しくは詐欺的な宣言若しくは表示により、又は何らかの虚偽の手段により、庁において標章登録を得る者の行為をいう。
- (k) 「聴聞官」とは、局の上級職員であって、本規則において、「聴聞官」の職権を行使する権限を有するものをいう。当該職員の役職又は正式の呼称は、庁の構成によっては「聴聞官」の語と異なる場合がある。
 - (1) 「著作権及び関連する権利の侵害」とは、IP 法第 4 部及び／又は適用する IP 法律に基づく権利の侵害をいい、著作権がある作品に存在するときに、物品が当該作品を侵害する複製であることを知っている又は知らなければならぬ当該物品を次の目的で所有している者の行為を含む。
 - (i) 当該物品を販売し、賃貸し、又は、取引によって、販売若しくは賃貸の申出をし、若しくはその販売若しくは賃貸のための陳列をすること
 - (ii) 当該物品を、取引の目的又はその他の目的で、著作権所有者の当該作品に対する権利を害する程度に、頒布すること

- (iii) 当該物品を取引のために公に展示すること
- (m) 「特許の侵害」とは、IP 法第 2 部及び／又は適用する IP 法律に基づく特許権者並びに実用新案特許及び意匠登録の所有者の権利の侵害をいい、特許権者の許可を得ないで、特許製品、若しくは特許方法により直接的若しくは間接的に得られた物の生産、使用、販売の申出、販売若しくは輸入をする行為又は特許方法を使用する行為を含む。
- (n) 「標章の侵害」とは、IP 法第 3 部及び／又は適用する IP 法律に基づく登録所有者の権利の侵害をいい、侵害材料を使用した商品又はサービスの販売が実際にあったか否かに拘らず、登録標章の所有者の同意を得ない者の次の行為を含む。
 - (i) 使用することによって混同させ、錯誤させ、若しくは誤認させる虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布、宣伝その他販売を行うために必要な準備段階に関連して、登録標章の複製、模造、写し若しくは偽造、又はその容器と同一の容器若しくはその主要な特徴を商業上使用すること
 - (ii) 登録標章又はその主要な特徴を複製し、模造し若しくは偽造し、又は、商品若しくはサービスの販売、販売の申出、頒布若しくは広告をするに当たって若しくは関して商業上使用するためのラベル、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、入れ物若しくは宣伝にその複製、模造、模倣若しくは偽造を使用する者、又は商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布若しくは宣伝に関連させるとそのような使用が混同させ、錯誤させ、若しくは誤認させる虞がある場合にそのような使用をすること
- (o) 「知的所有権」とは、次のものをいう。
 - (i) 著作権及び関連する権利
 - (ii) 商標及びサービスマーク
 - (iii) 地理的表示
 - (iv) 意匠
 - (v) 特許
 - (vi) 集積回路の配置設計(回路配置)
 - (vii) 開示されていない情報
- (p) 「IP 法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。
- (q) 「IP 法律」とは、IP 法に加えて、知的所有権に係わる法律をいう。
- (r) 「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (s) 「規則」とは、この一連の規則及び法務局長が作成し長官が承認する規則をいう。
- (t) 「不正競争」とは、欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己が製造し若しくは取り扱う商品、若しくは自己の事業若しくはサービスを、営業権を確立している者のものと見せかけるか又はそのような結果を生じさせることを意図して犯す者の行為をいう。次の行為も同様に不正競争を構成する。
 - (i) 自己の商品若しくはその商品を入れる容器の包装又はこれらに付す図案若しくは語その他の外観上の特徴に、他の製造者若しくは販売者の商品の一般的外観を与え、その外観が、当該商品がその製造者若しくは販売者の商品であると購入者に信じさせるような虞を有するものであるときに、当該自己の商品を販売する行為、又は、公衆を誤認させ、かつ、他人から正当な取引を詐取するような外観を当該商品に与える行為、又はそのような目的で後の販売者を通じて当該商品を転売する行為
 - (ii) ある特定のサービスを提供する者として公衆に知られている他人の当該サービスを自

己が提供しているものと偽って公衆に信じさせることを意図する術策又は策略によるその他の手段を用いる行為

(iii) 業として虚偽の陳述をする行為，又は他人の商品，事業又はサービスの信用を傷付けることを意図した善意に反する行為

(u) 「規則 2 第 2 条にいう知的所有権に係わる法律の違反」とは，共和国法律第 8293 号第 4 条に列挙された知的所有権に関する何れかの法律の違反をいう。

第 2 条 解釈

本規則は，IP 法及び IP 法律の目的を実施し，かつ，庁に提起された行政事件の公正かつ迅速な解決又は処分を得る上で当事者の助けとなるように，弾力的に解釈しなければならない。

第 3 条 裁判所規則の補足的な適用

本規則は，局における行政不服申立の遂行に第一義的に適用される。ただし，裁判所規則の規定は，補足的に適用される。

規則 2 訴訟の開始

第 1 条 訴状、提出時期及び提出先

IP 法又は IP 法律の違反に係る行政不服申立はすべて、違反がなされた日、又は日付が不明な場合は、違反を発見した日から 4 年以内に、宣誓された訴状を局に提出して開始する。訴状は、宣誓供述人が訴答書面を読了した旨、及びその中の主張が、同人の認識及び確信しているところでは真正かつ正確である旨の宣誓供述書によって宣誓される。

宣誓を要する訴答書面は、その宣誓が「情報及び確信」若しくは「認識、情報及び確信」に基づいたものであるとき、又は適正な宣誓を欠くときは、無署名の訴答書面として取り扱われる。

訴状には、訴訟を開始する当事者は、同一の問題に係わる他の訴訟又は手続を何れの裁判所又は機関にも提起しておらず、また、当該訴訟又は手続が他の準司法機関に係属していることもない旨の証明を含めるものとする。ただし、当該訴訟が係属中の場合は、その状況を記載しなければならず、訴状の提出後にこれを知った場合は、関係当事者は、これを知った日から 5 日以内に局に通知しなければならない。前記の要件を満たさなかった場合は、訴状又は他の最初の訴答書面の修正のみによっては是正することができないが、当該訴訟の再訴可能な却下の対象となる。虚偽の証明の提出又はその中の何れかの保証事項の不遵守は、対応する行政及び刑事訴訟を害することなく、間接侮辱を構成する。当該当事者又はその訴訟代理人の行為が明らかに故意のかつ計画的な法廷地漁りを構成する場合は、実体的効果のある簡易却下の理由となり、かつ、直接侮辱を構成する。

第 2 条 第 1 審管轄権

局は、知的所有権に関する法律の違反に係る行政訴訟においては、損害賠償請求総額が 20 万ペソ以上である場合に第 1 審管轄権を有するものとする。ただし、本規則及び裁判所規則の規定に基づいて、仮の救済方法の利用を認めることができる。局長は、本規則の厳格かつ効果的な実施及び執行のために、現地の執行機関との調整を図る。

本規則に基づく訴訟の開始は独立したものであり、通常裁判所への訴訟の提起に実体的効果を及ぼさない。

第 3 条 聴聞の場所

本規則の対象である訴訟についての聴聞はすべて、庁の構内で行う。

第 4 条 方式要件

訴状は、タイプし、局に宛てるものとし、当事者の名称及び住所、原告の訴訟原因を構成する主要事実の簡明な陳述を含める。これには求める救済を明記するが、正当又は衡平とみなされる更なる又はその他の救済を包括的に求める請求の趣旨申立を付加することができる。提出する各訴答書面には、同様に庁及び局の名称、事件の名称、事件番号、訴答の宛先を記載した頭書を含めるものとする。

本規則に規定する方式要件を満たし、所定の申請手数料を添えない限り、局は、如何なる訴答書面も受理しない。

第5条 パートナーは個々に記名する

ある事業に関係している2以上の者が当該事業を共同名義で行う場合は、これらの共同事業者に対しては、当該共同名義で訴を提起することができる。

共同名義で訴を提起された共同事業者は、これらの者又はその代理が提出する答弁書にそれぞれの郵便宛先の記載と共に個々に記名することができる。

第6条 申請手数料の納付及び事件表への記載

訴状は、局に2通提出し、局は、所定の手数料の納付命令を発する。

原告、その弁護士又は代理人は、所定の手数料を納付したときは、庁の領収証の写しを局に提出するとともに、これと照合させるためにその原本を提示する。局の記録官又は権限を有する何れかの上級職員は、所定の手数料の納付の証拠を受領した後直ちに、行政不服申立番号を付与することにより当該文書の受領を確認し、これを事件表に記載し、当該事件を聴聞官の何れかにくじ引きで割り当てる。

第7条 代理及び記録の秘密保全

(a) 訴は、原告本人が又は弁護士を通じて遂行することができる。原告及びその弁護士は、礼節をもって業務を行わなければならない。

(b) 局長及び庁の他の職員は、事件又はその何れかの局面について、一方が不在であるときの他方の記録上の弁護士と論じるか又は局に対して利害関係のない若しくは法定資格のない第三者と論じることを厳格かつ絶対的に禁止されている。

第8条 召喚状

(a) 訴状を受領した後3日以内に、事務官は、召喚状又は答弁書催告状を作成し、送達執行人は、これを訴状の写しとともに郵便により又は手交により被告に送達する。送達が書留郵便によりなされた場合は、受領書を書類に添付して、受領の証拠とする。召喚状の送達の証拠は、送達執行人が書面により作成するものとし、送達の方法、場所及び日付を記載し、当該手続において送達された文書及びこれを受領した者の名称を明記し、かつ、送達した者が執行官又はその代理でない場合は、宣誓を伴わなければならない。

(b) 当事者の事務所及び住所が不明のため、前項に基づく送達をすることができなかった場合は、送達は、週1回、3週間連続で、かつ、原告の費用負担で、一般紙での公示により行うことができる。公示により召喚された者が訴訟に出頭しなかった場合は、その者に対する最終命令又は判決も、勝訴当事者の費用負担で公示により送達する。送達が公示により行われた場合は、送達の実実は、印刷者、その作業長若しくは主たる事務員、又は編集者、営業主任若しくは公示主任の宣誓供述書に公示内容の写しを添付したものによって、及び当該当事者宛の召喚状及び公示命令の写しを当該当事者の最後に明らかになっている宛先に郵便料金を前納して書留郵便により郵便局に差し出したことを証する宣誓供述書によって証明することができる。

(c) 公示による送達の実施の許可を求める申請は申立書によって行い、これを当該申請の理由を記載した原告又はその代理の者の宣誓供述書によって裏付ける。

(d) 送達が完了した場合は、送達執行人は、完了から5日以内に、手交又は書留郵便により、受領書の写しを原告の弁護士に送達し、召喚状を交付した聴聞官に、送達の証拠を添えて、

当該召喚状を返還する。

第9条 答弁

(a) 召喚状は、その受領から10日以内に被告が訴状に対して答弁することを義務付けるものとする。被告は、訴状に対して書面で答弁するものとし、訴状の重要な主張について明確に否認し、又は積極的抗弁を主張する。

被告が認められた期間内に答弁しなかった場合は、聴聞官は、職権で又は原告の申立に基づいて、被告に通知し、かつ、当該懈怠の証拠を添えて、被告の不履行を宣言する。これに基づいて、聴聞官は手続を進め、原告の訴答に基づく救済を原告に付与する判決を下す。ただし、聴聞官がその裁量により原告に証拠の提出を要求する場合はこの限りでない。当該決定又は命令は、本規則の規則11に従うものとする。

(b) 不履行を宣言された当事者は、その通知の後で判決前はいつでも、自己の答弁不履行は不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によるものであり、自己は実体上の抗弁を有する旨を適正に示して、不履行に係る命令を無効にすることを求める宣誓付き申立を提出することができる。そのような場合は、不履行に係る命令は、聴聞官が公正のために課す条件の下に、無効にすることができる。

(c) 不履行当事者は、後の手続の通知を受ける権利を有さない。ただし、同人が不履行に係る命令の解除又は無効を求める申立を提出した場合はこの限りでない。

第10条 補正された訴状に対する答弁

訴状が補正された場合は、答弁の提出及び送達のための期間は、別段の命令がない限り、補正された訴状の送達から起算する。補正された訴状の受領又は送達から10日以内に新たな答弁が提出されない限り、当初の答弁が補正された訴状に対する答弁とみなされる。

第11条 却下申立は認められない

時効を理由とする場合を除き、裁判所規則及びその他の法律にいう理由に基づく如何なる却下申立も認められない。時効以外の理由は、積極的抗弁として申し立てるものとし、その判定は、決定の中で実体的事項に基づいてなされる。聴聞官は、十分な理由が示された場合に、事件の解決を促進するときは、積極的抗弁に関して予備的聴聞を行う。

第12条 審理前手続

争点の決定が行われ次第、聴聞官は、審理前協議を直ちに設定する。当該審理前手続の通知は、答弁又は最後の訴答書面の受領から3日以内に送達執行人が送付する。審理前手続の通知においては、次の事項を記載した審理前準備書面の提出を当事者に義務付けるものとする。

(a) 当事者の主張及び抗弁に係わる簡潔な陳述

(b) もしあれば、争点の簡潔化のための提案

(c) 当事者が証拠として提出しようとしている書類の一覧に証拠物件に対応する適切な符丁を記したもの、証人の特定並びに実体的事項に関する聴聞中の証言の内容及び目的の陳述。これらの書類の原本は、照合するために、審理前協議において提出しなければならないが、不正を受けたこと、事故、錯誤、免責される過失その他正義及びフェアプレーの原則に基づいて正当化できると局長又は聴聞官が考える理由により、当事者が審理前手続中

にこれらを提出することができなかった場合は、審理中に追加の書類を提出することを妨げない。

(d) 当事者が、自白の対象となっていない事実について自己の訴答書面に明記することができるか否かの陳述。この場合は、明記する用意がある事項の草案を添付する。

(e) 証人の数の限定

(f) 当事者が和解を受け入れる可能性があるか否かの陳述

(g) その他訴訟の迅速な処理に資する事項

第 13 条 審理前準備書面の不提出又は不出頭の効果

原告が本規則に基づいて所定の期間内に審理前準備書面を提出しなかったこと又は審理前手続に出頭しなかったことは、職権による又は申立に基づく、訴訟の不利益となる却下の理由となる。被告側の同様の懈怠は、職権により又は申立に基づいて被告の不履行を宣言し、かつ、原告が一方的に証拠を提出することを認め、庁がこれに基づいて判決を下す理由となる。

第 14 条 当事者の出頭

審理前手続に出頭することは、当事者及びその弁護士の義務とする。当事者の不出頭は、正当な理由が提示された場合、又は和解に入ること並びに事実及び書類について合意すること若しくは認容することを書面により全面的に委任された代理人が本人の代理で出頭する場合にのみ免責される。

第 15 条 審理前準備書面の不提出又は審理前協議への不出頭の効果

原告が本規則に基づいて所定の期間内に審理前準備書面を提出しなかったこと又は審理前手続に出頭しなかったことは、職権による又は申立に基づく、訴訟の不利益となる却下の理由となる。被告側の同様の懈怠は、原告が一方的に証拠を提出し、局がこれに基づいて判決を下すことを認める理由となる。

第 16 条 審理前手続の結果の記録

審理前手続後に、聴聞官は、協議でなされた処分、訴答書面に認められた補正及び検討事項に関して当事者が達した合意を記載した命令書を作成する。当該命令書により、審理の争点が協議上の自白又は同意により処理されなかったものに限定され、かつ、これに記入された場合は、明らかに不公正な決定を防ぐために審理前に修正されない限り、その後の訴訟の過程を支配する。

第 17 条 審理前手続の日程表

聴聞官は、上に定める検討のために事件の審理前手続日程表を作成させる。審理前手続の通知を作成した後、当該事件を審理前日程表に載せることは、局が指定した事務官の職務とする。

規則 3 聴聞官の権限

第 1 条 聴聞官の権限

(a) 聴聞及び調査を行う聴聞官は、宣誓及び確約を行わせ、当事者及び証人の出席及び当該事件にとって重要な帳簿、文書、書類、通信その他の記録の提出を履行させるために罰則付召喚令状及び文書提出命令状を発行し、本規則及び裁判所規則に基づく暫定的救済を付与し、聴聞で提起された問題について予備的な決定を行う権限を授与される。ただし、関係するすべての争点の実体的事項に関する最終的な決定は、局長に委ねられる。

(b) 更に、聴聞官は、局長の分身として、本規則により、当事者、弁護士又は何人かを侮辱により召喚する権限を有する。

(c) 同様に、聴聞官は、当事者が郵送する保証証書及び逆保証証書について判断し、これを承認する権限を有する。保証証書又は逆保証証書は、現金、知的所有権庁名義で振り出される銀行発行自己宛小切手によらなければならない。

第 2 条 罰則付召喚令状の送達

罰則付召喚令状は、証人が準備を整え、出頭地に移動する上で適切な時間的余裕を与えるために、聴聞期日の少なくとも 3 暦日前までに送達するものとする。

第 3 条 文書提出命令状の破棄

聴聞官は、文書提出命令状に明記する履行期限の前になされた申立に基づいて、当該命令状が不当であるか若しくは当該帳簿、文書、書類、通信その他の記録の関連性が明らかでない場合、又は命令状を自己のために発行された者がその提出のための適切な費用を前納しなかった場合は、当該命令状を破棄することができる。

規則 4 仮差押

第 1 条 差押令状の発行理由

訴訟の開始時に又は判決の記入前のいつでも、原告又は適切な当事者は、次の場合に相手方当事者の財産を判決の履行のための保証として差し押さえさせることができ、かつ、これを回収することができる。

(a) 庁において標章登録を得る際に口頭によるか書面によるかを問わず、虚偽の若しくは詐欺的な宣言若しくは表示により、又は何らかの虚偽の手段により、詐欺の罪を犯した者に対する訴訟

(b) 標章に係わるか否かを問わず、欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己が製造し若しくは取り扱う商品、又は自己の事業若しくはサービスを、営業権を確立している者のものと見せかけるか又はそのような結果を生じさせることを意図した行為を犯した者に対する訴訟

(c) フィリピンに居住せず、フィリピンで見出せない当事者、又は公告により召喚状が送達される当事者に対する訴訟

(d) 判決の執行を回避する意図をもってフィリピンを出国しようとする当事者に対し、IP 法違反に起因する訴訟原因に関して金銭又は損害賠償の特定額の回収を求める訴訟、又は

(e) 被害者から詐取する意図を有して、自己の財産を移転若しくは処分したか又はそうする予定である当事者に対する訴訟

第 2 条 命令の発出及び内容

差押命令は、一方的に又は申立に基づいて、聴聞官が行う通知及び聴聞により発することができる。聴聞官は、当該差押が実体的なものか否かを決定する。聴聞官は、差押命令を発した場合は、命令書に署名してこれを局長に送付し、局長は、当該聴聞官又は局が指名する他の職員に対して、命令発出の対象である当事者のフィリピンにおける財産を、強制執行を免除されていないものに限り、申請人の要求を満たせる程度に差し押さえるよう遅滞なく指示する。ただし、当該当事者が、申請人の要求を満たすのに十分な額又は申請人が提示する差押財産の価額(費用を除く)に等しくなるように命令に定められた額又は当該額面の保証証書を、以下に規定するように供託した場合はこの限りではない。

第 3 条 必要な宣誓供述書及び保証証書

差押命令は、申請人又は個人的に事実を知る他人の宣誓供述書により、十分な訴訟原因が存在すること、事件が第 1 条に記載するものの 1 であること、訴訟により執行を求める主張に対する他の十分な保証がないこと、並びに申請人に支払われるべき金額又は申請人が占有回収する権利を有する財産の価額は、すべての法的な反対請求を踏まえて認容された額と同額である場合にのみ付与される。命令は、宣誓供述書及び保証証書の供託を証明する領収証が適正に聴聞官に提出されて局長室に移送されてから、発せられる。

第 4 条 申請人の保証証書の条件

命令申請人は、申請人に権利がない旨の最終裁定を聴聞官が下した場合は相手方当事者に裁定されるすべての費用及びこの差押が理由で相手方当事者が負うすべての損害額を申請人が

支払う旨の条件を付した保証証書を、令状の発行を認める命令において聴聞官が定める額で、相手方当事者宛に供託しなければならない。

第5条 財産差押の方法

令状執行官は、遅滞なくかつ適切な注意を払って命令発出の対象である当事者のフィリピンにおける財産を、強制執行の免除されていないものに限り、訴訟における判決言渡し及び執行がなされるまで、申請人の要求を満たす程度でのみ差し押さえる。ただし、前者が、差押命令において聴聞官が定めた保証証書の額又は差押財産の価額(費用を除く)に等しい額で逆保証証書を供託した場合はこの限りでない。令状に基づく差押は、召喚状及びこれに添付する訴状の写し、差押の申請、申請人の宣誓供述書及び保証証書、並びにフィリピン内の被告に対する差押命令の送達が事前にされるか若しくは令状と同時に送達されない場合は、執行されない。

事前の又は同時の召喚状送達の要件は、真摯な努力にも拘らず召喚状を本人に若しくは代替送達により送達することができない場合、又は被告がフィリピンの居住者であって一時的に不在であるか若しくはフィリピンの居住者でない場合は、適用されない。

第6条 執行官の報告

(a) 執行官は、令状を執行した後、令状を交付した聴聞官に遅滞なく、令状に基づく手続に係る詳細な陳述書及び差し押さえた財産の完全な目録並びに差押命令の対象である者が供託した逆保証証書を添えて当該執行に関する報告を行い、かつ、その写しを申請人に送達しなければならない。

(b) 執行官は、割り当てられたすべての令状及び訴状に基づいてとった措置に関する報告を、これらの受領から20日以内に、聴聞官に提出する。その報告は、当該事件の記録の一部を構成するものとする。

(c) 当該聴聞官は、各月末に、局長に対して、発行され送達された令状及び訴状の数、その月に送達されなかった令状及び訴状の数、並びに各令状を執行した執行官の名称を記載した報告を提出する。送達されなかった令状及び訴状については、報告において説明する。

第7条 差押の対象となるもの及び執行の方法

次の財産は、差押の対象とすることができる。

(a) 不動産

不動産、若しくは令状発出の対象である当事者に属する敷地内にある機械類、又はこれらに係る権利。不動産証書登記所に命令の写し、差押財産の説明、差し押さえた旨の通知を一括して提出し、当該命令、説明及び通知の写しを(該当者がいる場合に)財産の占有者、又は財産が所在する市若しくは郡にいる他の同等の者若しくはその代理人に渡す。不動産証書登記官は、本条に基づいて申請人、相手方当事者、財産の所有者又は記録上の財産の名義人の名義で通報された差押物件に索引を付さなければならない。差押が権利証の対象となっている土地の全域について請求されていない場合は、影響を受ける土地又は権利を識別する上で十分な程度に正確な記述を、当該差押物件の登録に含めるものとする。

(b) 動産

手交による引渡が可能で動産。対応する受領証が発行された後に引き取る。その後執行官は、

差し押さえた財産を原告又は適切な者に引き渡すものとし、これらの者は、相手方当事者又は適切な者に対して、当該財産の保管、管理、維持並びに事件終了時の財産目録及び返還について責任を負う。

(c) 株式の持分

株式の持分又は何れかの会社の株式の持分に対する権利。当該会社の社長又は経営代理人に、令状の写し、及び差押令状の対象である当事者の株式又は権利が差押令状に基づいて差し押さえられた旨を記載した通知を渡す。

第8条 差押後で判決の記入前には差押財産を売却することができる

聴聞官は、両当事者に通知して行った聴聞により、差押財産が傷み易いこと、又は全当事者の訴訟に係る利益がその売却によって増進されることが認められる場合はいつでも、当該財産を自己が指示する方法で公売により売却し、その売却益を、訴訟の判決が下るまで、局長が定める通り供託するよう命じることができる。

第9条 逆保証証書の供託に基づく差押の解除

差押令状が執行された後に、その財産が差し押さえられた当事者又はその代理人は、供託した担保に基づいて、差押の全部又は一部の解除を申し立てることができる。聴聞官は、適切な通知及び聴聞を行った後に、申立人が、局長室に、聴聞官が差押命令に定める額と等しい額(費用を除く)の現金又は逆保証証書を供託した場合は、差押の解除を命じるものとする。ただし、解除が求められている差押の対象が特定の財産である場合は、逆保証証書の額は、聴聞官が決定する財産の価額と等しいものとする。現金又は逆保証証書の供託は、差押申請当事者が訴訟において回収することができる裁定額の支払を保証するものとする。供託の通知は、直ちに差押申請当事者に送達される。本条の規定に基づいて差押が解除されたときは、差押財産又はその売却益は、現金若しくは逆保証証書を供託した者又はその代理人に引き渡され、当該現金又は逆保証証書は、そのように引き渡された財産の代わりとなる。当該逆保証証書が、何らかの理由により、不十分であるか又は不十分になった場合において、当該逆保証証書を供託した者が追加の逆保証証書を供託しなかったときは、差押申請当事者は、新たな差押命令を申請することができる。

第10条 その他の理由による差押の解除

財産の差押を命令された当事者は、事件に係属している聴聞官に対し、押収の前後を問わず、更には差押財産の解放後でも、差押命令が不適切若しくは不適正に発出若しくは執行されたこと、保証証書が不十分であること、又は差押財産が強制執行を免除されていることを理由に、差押を取り消す又は解除する命令を求める申立をすることができる。差押が過大な場合は、解除は過大な部分に限定される。前記の申立が宣誓供述書に基づいてなされている場合は、差押申請当事者は、差押の基礎となった証拠に加えて、対抗宣誓供述書又は他の証拠により申立に対抗することができる。聴聞官は、適切な通知及び聴聞の後、差押命令が不適切又は不適正に発出又は執行されたと認められる場合、保証証書が不十分であると認められる場合、差押が過大であると認められ、かつ、その欠陥が直ちに是正されない場合、又は差押財産が強制執行から免除されている場合は、差押の取消又は解除を命令する。

第 11 条 差押財産の所有権を第三者が主張した場合

差押財産の所有権を手続の当事者以外の者が主張し、その者がこれに対する自己の権原又はその所有についての権利に係る宣誓供述書を作成し、当該宣誓供述書を執行官に送達し、その写しを差押申請当事者に送達した場合は、執行官は、当該財産の差押を維持する義務を負わない。ただし、差押申請当事者又はその代理人が執行官の要求により、押収される財産の価額を下回らない金額で第三者請求人に補償するために、聴聞官による承認のある保証証書を提出した場合はこの限りでない。当該価額について合意に至らない場合は、局長が決定する。財産の取得又は保管についての損害賠償の主張は、保証証書の供託があっても、保証証書の提出日から 60 日以内にそのための訴訟が提起されない限り執行されない。執行官は、当該保証証書が供託された場合は、第三者請求人に対し、当該財産の取得又は保管を理由とする損害賠償責任を負わない。本条規則の如何なる規定も、当該請求人又は第三者が当該財産に対する自己の請求の正当性を立証すること、又は差押申請当事者が、同一の又は別個の訴訟において、不真面目な若しくは明らかに誤った請求をした第三者請求人に対して損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第 12 条 判決の差押財産からの執行；執行官の報告

差押申請当事者が有利な判決を得、これに基づいて強制執行が行われることになった場合は、執行官は、差押財産から次の方法で判決を執行することができる。ただし、当該財産が当該目的に十分である場合に限る。

(a) 判決を受けた債権者に、局の命令に基づいて売却された傷み易い若しくはその他の財産のすべての売却益、又は判決を履行するために必要な分の売却益を支払う。

(b) 不足額がある場合において、この目的に十分な財産が執行官の手元又は局長室の手元に残っているときは、当該不足額を支払うのに必要な分の財産(不動産か動産かを問わない)を売却する。

執行官は、直ちに、本条に基づく自己の手続に係る聴聞官に報告するとともに、当事者にその写しを提供する。

第 13 条 不足額は強制執行により徴収する；超過分は判決債務者に引き渡される

差押財産すべてを売却し、売却益を判決の執行に用いた後に、判決に係わる手続の費用を差し引いて、なお支払うべき残高がある場合は、執行官は、当該残高を通常の強制執行に基づいて徴収しなければならない。執行官は、判決について支払が済んだ場合に、適切な要求があったときは、手元に残っている差押財産及び判決執行に用いられなかった差押財産の売却益を判決債務者に返還しなければならない。

第 14 条 供託金の処分

差押命令発出の対象となった当事者が供託した金銭は、差押申請当事者に有利な判決の執行のために局長の指示に基づいて用いるものとし、判決執行後の残高は、供託者又はその譲受人に払い戻す。判決が差押命令発出の対象となった当事者に有利な場合は、供託金全額を同人又はその譲受人に払い戻さなければならない。

第 15 条 差押命令の発出対象の当事者に有利に判決がなされた場合の差押財産の処分

判決が差押申請当事者に不利になされた場合は、差押命令に基づいて執行官が徴収し又は受領した売却益及び金銭並びに執行官の手元に残る差押財産は、すべて、差押命令の発出対象の当事者に引き渡され、差押命令は取り消される。

第 16 条 不適切、不適正又は過大な差押を理由とする損害賠償請求

不適切、不適正又は過大な差押を理由とする損害賠償の申請は、損害賠償に係る権利を裏付ける事実及びその金額を記載して、審理の前、不服申立が完了する前又は判決が確定する前に、差押申請当事者への適切な通知を伴って、局長に提出しなければならない。当該損害賠償は、適切な聴聞を経てのみ裁定され、主たる事件の判決に含められる。

不服申立の結果、長官の判決が差押命令発出の対象となった当事者に有利となった場合は、当該当事者は、長官室に申請して、差押申請当事者への通知を伴って、長官の判決が確定するまでの不服申立の係属中に被った損害の賠償を請求することができる。長官は、聴聞及び決定を行わせるために当該申請を局に差し戻すことができる。

本条規則の如何なる規定も、差押命令発出の対象となった当事者が、同一の訴訟において、差押申請当事者の財産(強制執行が免除されていないものに限る)から裁定された損害賠償額を回収することを妨げるものではない。ただし、これは、差押申請当事者の保証証書又は供託が不十分であるか、裁定額を完全に満たさない場合に限る。

規則 5 予備的差止命令

第 1 条 予備的差止命令；発することができる者

予備的差止命令とは、判決又は最終命令に先立ち、訴訟又は手続の何れかの段階で発出される命令であって、行政事件の当事者又は何れかの第三者に特定の行為を差し控えることを義務付けるものをいう。また、特定の行為の履行を義務付けることもでき、その場合は、予備的命令の差止命令と称する。

予備的差止命令は、当該事件について聴聞を行う聴聞官が発することができるが、当該対象事項について既に管轄権を取得している競合する管轄の裁判所又は他の官庁に対しては、この権限を行使することができない。

第 2 条 予備的差止命令の発出理由

予備的差止命令は、次の何れかが証明された場合に発することができる。

- (a) 申請人には要求する救済を受ける権利があり、かつ、当該救済は、有限の期間又は永続的に、訴の対象である行為をなすこと若しくは継続することを制限すること、又はある行為を履行することをその全部又は一部としていること
- (b) 訴訟中の、訴の対象である行為をなすこと、継続すること又は履行しないことが申請人にとって不公正に作用する虞があること
- (c) 当事者又は何人かが、訴訟又は手続の対象事項に関して申請人の権利に違反し、かつ、判決の効果を損なう虞がある行為を行っている、行いそうである、行おうとする、又は行われるようにする若しくは行わせていること

第 3 条 予備的差止命令又は保全命令に係る宣誓された申請及び保証証書

予備的差止命令又は保全命令は、以下を遵守する場合のみ発令することができる。

- (a) 訴訟又は手続における申請において、申請人に救済を受ける権利がある事実が主張立証されている。
- (b) 申請人は、免除されない限り、聴聞官が定め、局長又はその不在時は副局長が承認した金額につき禁止命令の対象となっている当事者若しくは人物に宛てて発行した現金保証証書を局に供託するものとし、これは、申請人にその権利がないことを局が最終的に決定した場合は、当該当事者若しくは人物が当該差止命令又は保全命令のために被り得るすべての損害を申請人が同人に支払う趣旨とする。要求された保証証書が供託されると、予備的差止命令又は保全命令の令状が発布される。現金保証に代わる保証証券の供託については、IPO 発行の当該指導指針を適用するものとする。
- (c) 予備的差止命令又は保全命令の令状申請が訴状又は答弁書に含まれる場合は、事件は、相手方当事者又は禁止命令の対象となる者に正式通知された後、聴聞官に配転される。何れの場合も、当該通知は、召喚状の送達に先立って、又はこれと同時にを行うものとし、訴状又は答弁書の写し及びフィリピン国内の相手方当事者に対する申請人の宣誓供述書を添付する。ただし、真摯な努力にも拘わらず召喚状を直接若しくは代替方法により送達することができない場合、又は相手方当事者がフィリピンの居住者で一時的に不在であるか、フィリピンの非居住者である場合は、召喚状の事前の又は同時の送達の要件は適用されない。

第4条 保全命令(TRO)が発令され得る場合

保全命令は次の手続によって発令され得る。

(a) 申立書に保全命令の発令を求める申請書及び／又は局に提出する予備的差止命令の令状を添える場合、その申請が適切であることの裏付けとして、申請人の証人の宣誓供述書及び裏付け文書の原本又は認証謄本を添付していること。

(b) 疎明資料を添えた保全命令申立てを受けてから24時間以内に、局は、被申立人に対し、当該通知書を受け取ってから10日以内(延長不可)に証人の宣誓供述書及びその裏付文書を含めた対抗宣誓供述書を提出するよう通知書を発行する。

ここで求められる両当事者の文書／書類／証拠のすべて／一部に欠如があったとしても、聴聞官は、申請書で述べられた申立て内容及び当該記録に添付しうる文書／書類／証拠があればこれらに基づいて申請を査定評価する。

(c) その後、聴聞官は、同局が被申立人の対抗宣誓供述書とその裏付文書の原本又は認証謄本と共に受け取ってから10日以内に当該申請に関する決定草案を作成する。

(d) 重大な回復不能の損害が申請人に生じ得る場合、聴聞官は局長又はその不在時は副局長の承認を得て、送達から20日間に限って禁止命令を求める当事者又は人物に対して有効となる保全命令(TRO)を発令することができる。

保全命令の発令を求める申請を認可する決定に対する再審申立は認められない。

(e) 前述の事項にかかわらず、当該事項が極めて急を要するもので申請人が深刻な不正義及び回復不能の損害を受ける場合、聴聞官は、局長又はその不在時は副局長の承認を得て、さらに長官又はその不在時はIPO担当副長官の同意を得て、発布から72時間に限り有効な保全命令を一方的に出すことができる。しかし、召喚状及びそれと共に送達される文書については、先の各項及び本規則の第3条の規定に速やかに従うものとする。保全命令では、両当事者に対し、72時間の期間が終了する前に、予備的差止命令を求める申請を審理できるまで保全命令を延長するかどうかを決めるためのそれぞれの意見書を提出するよう指示される。いかなる場合においても、保全命令の有効期間がここに定める最初の72時間を含めて20日を超えることはない。

当該製品又は商品が模造品又は偽造品であることに関する知的所有権者、専門家又は所轄当局による証明があること及び一般人がそこに継続的に近づくことで生命、健康及び公衆安全にかかわる危険やリスクがあると判断されることは、知的所有権者／申請人に多大な不正義をもたらす極めて緊急性のある事項であるとみなされ得る。

第5条 予備的差止命令(PI)が発令され得る場合

保全命令の20日間の有効期間内に本規則の第4条に定める方法で、禁止命令を求められた当事者又は人物は、当該差止命令を認めるべきでない理由を示し、その後、それと反対の証拠を提示することができる。次の要件、すなわち、1)申請人の権利が明確で誤りのないこと、2)当該権利の侵害が重大かつ実質的であること、3)令状によって深刻な損害を防ぐために差し迫った恒常的な必要性があることが認められる場合、聴聞官は、局長又はその不在時は副局長の承認を得て予備的差止命令状を発令する。予備的差止命令状は、その後に命令が出されるまで有効である。

保全命令及び予備的差止命令には、特に、対象商品を使用し、展示し、流通させ、販売の申出をし、譲渡し、輸送し、廃棄し、移転し、又は、その性質や本質を変更することを、関係

当事者に禁ずること，更には同局が適切と考えるその他の規制を包含し得る。

第6条 差止命令又は一時的差止命令に係る異議申立又は取消の申立の理由

差止命令又は一時的差止命令の申請は，それが不十分であることを示された場合，却下され得る。差止命令又は一時的差止命令が認められた場合，予備的差止命令又は保全命令は，それに続く被申立人の申立てによって取り消すことができる。その際，聴聞官は直ちに命令を出し，当該申立てから48時間以内にこれに関する聴聞を設定する。かかる聴聞においては両当事者がそれぞれの証拠を提示した後に聴聞官が申立てを裁定する。

申請人に差止命令又は一時差止命令の権利がある場合であっても，聴聞後，その命令の発令又は存続が禁止命令を受けた当事者又は人物に回復不能の損害をもたらすことになるような場合は，申請人が被る可能性のある損害を十分に補償され得る限り，前者は，差止命令又は一時差止命令の却下又は取消によって申請人が被る可能性のあるすべての損害を支払うことを条件として，聴聞官の定める額の保証金を供託することができ，かかる場合，差止命令又は一時差止命令の申請は，その後，却下されること，また，認められたとしても取り消されることがある。発令された予備的差止命令又は一時差止命令の程度が過大であると認められる場合は，変更することができる。

第7条 保全命令又は予備的差止命令が却下される場合

多大な不正義又は回復不能の損害が申請人に生じると認められない場合，聴聞官は，保全命令の交付を求める申請を却下する旨の命令を発令するものとし，同命令は長官又はその不在時は副長官により通知される。

本規則第5条の定める要件が遵守されていないと認められる場合，聴聞官は，予備的差止命令の令状発令を求める申請を却下する旨の命令を発令するものとし，同命令は長官により通知される。

規則 6 侮辱

第 1 条 直接侮辱は即決で罰せられる

局長又は聴聞官の面前で又は程近くにおいて、これらの下での手続を妨害若しくは中断させる等の違反行為を犯した者は、局長又は聴聞官により侮辱罪の裁定を即決で受け、2,000 ペソ以下の罰金若しくは 10 日以下の拘留又はその双方に処する。このような違反行為には、局長又は聴聞官に対する無礼、他人に対する侮辱的な個人攻撃、又は証人として宣誓若しくは応答すること又は合法的に要求される場合に宣誓供述書若しくは証言録取書に署名することの拒否が含まれる。

第 2 条 間接侮辱は告発及び聴聞後に罰せられる

書面による告発が提出され、聴聞を受ける機会が被告本人又は弁護士に与えられた後に、次の行為の何れかを犯した者は、局長が侮辱により罰する場合がある。

(a) 合法的な令状、被告召喚令状、命令、判決、聴聞官の指図又は聴聞官が発した差止命令に対する不服従又は妨害

(b) 局の手続の悪用又はこれに対する不法な干渉であって、第 1 条に基づく直接侮辱を構成しないもの

(c) 司法の運営又は局の適正な機能の遂行を直接又は間接に妨げ、妨害し又は貶める不適切な行為

(d) 適正に送達された罰則付召喚令状に従わないこと

(e) ある公務員が務めた審判廷の命令又は手続による、当該公務員の管理下にある者又は財産の奪還又は奪還未遂、又は

(f) 虚偽の証明書の提出(これを処罰することが適切な民事及び／又は刑事訴訟を提起する可能性を損なうものではない)、又は訴訟の開始に関する約束の不履行

本条の如何なる規定も、局長が被告当事者を局に出頭させる命令書を交付すること、又は当該手続中に当該人を管理下に置くことを妨げるものと解してはならない。

第 3 条 侮辱に係る手続

間接侮辱に係る手続は、局が、命令又はその他の正式の告発で、職権によって開始することができ、その際、被告に対しては、自己が侮辱により罰せられるべきではない理由があるときはこれを示すよう求める。

他のすべての場合において、間接侮辱に係る告発は、裏付となる詳細事項を伴う宣誓された申請及び関係書類の認証謄本を提示し、かつ、民事訴訟に係る最初の訴答書面を提出するための要件を完全に満たした上で開始する。侮辱に係る告発が局に係属中の主たる訴訟から生じたか又はこれに関連している場合は、当該申請は、これと別個に、事件表に記載し、聴聞し、決定を下すものとする。ただし、局がその裁量により、合同の聴聞及び決定のために侮辱に係る告発及び主たる訴訟の併合を命じる場合はこの限りでない。

第 4 条 聴聞；保釈金による保釈

聴聞を直ちに行うよう命じられなかった場合は、被告は、局長又は聴聞官が定める金額で告発に応答するための出頭を保証する保証証書を提出して、保釈されることができる。局長又

は聴聞官は、聴聞期日に、告発の調査及び、被告がなす又は提供する応答又は証言の検討を始める。

第5条 間接侮辱に係る罰則

被告は、間接侮辱により有罪と裁定された場合は、3万ペソ以下の罰金若しくは6月以下の自由刑、又はその双方により罰せられ、当該侮辱が差止命令の違反による場合は、当該違反により被害を受けた当事者に完全な損害賠償をするよう命じられる。

第6条 命令に従うまで収監される

侮辱が、被告により履行可能な権限内の不作為によるものである場合、聴聞官の命令により、これを遂行するまで被告を収監することができる。

第7条 保釈金により保釈された当事者が応答しない場合の手続

保釈金により保釈された被告が聴聞期日に出頭しない場合は、聴聞官は、別の逮捕命令を発するか、出頭に係る保証証書の執行を命じるか又はその双方を行うことができる。保証証書が執行された場合は、損害賠償の算定基準は、侮辱告発の対象となっている違法行為が理由で被害者が被った損害又は被害及び訴訟費用の程度であり、当該回収は、被害者の利益のためとする。ただし、被害者がいない場合は、保証証書は差し押さえられ、刑事事件の場合と同様に処理される。

第8条 聴聞官は被告を釈放することができる

局長又は聴聞官は、公益が害されないことが認められる場合は、侮辱により収監中の者を釈放することができる。

第9条 局長による判決又は命令の見直し

書面による告発及び聴聞の後に聴聞官が罰を与える直接侮辱事件の判決又は命令は、局長が見直すことができるが、判決又は命令の執行は、侮辱した者が聴聞官が定める金額の保証証書を提出するまでは中断されない。不服申立についてその者に不利な決定が下された場合は、その者は、当該判決又は命令に従いこれを執行しなければならない。

規則 7 日程表及び延期

第 1 条 審理日程表

事務官は、審理前手続を経た事件について審理日程表を作成する。予備的命令的差止命令及び／又は差押請求の趣旨の申立がある事件が優先される。

第 2 条 審理の通知

事務官は、事件を審理日程表に記入したときは、その審理日の通知を 3 日以内に当事者へ送達執行人によって送達させる。

第 3 条 審理は継続的である

すべての審理は、規則 9 第 2 条に規定する例外に従うことを条件として、事件が終了するまで継続して行われる。

第 4 条 事件の配転

事件は開始から最終決定に至るまでの手続を主宰又は指揮する 1 名の聴聞官に配転される。

規則 8 証言録取及び開示

第 1 条 訴訟中の証言録取書

当事者であるか否かを問わず何人かによる証言は、答弁が提出された後に何れかの当事者の要求があったときは、聴聞官の許可によって、質問書に対する証言録取により得ることができる。規則 6 第 2 条 (d) に基づき、罰則付召喚令状により証人の出頭が強制される場合がある。

第 2 条 証言録取の効果

当事者は、如何なる目的でも、ある者の証言録取を行うことにより、その者を自己の証人にしたとはみなされない。

第 3 条 証言録取を行うことに関する規定

各当事者が書面により規定する場合は、証言録取は、裁判所規則に基づいて、時又は場所を問わず、宣誓を司る権限を有する者の面前で行うことができ、そのようにして行った場合は、他の証言録取と同様に用いることができる。

第 4 条 質問書に対する応答の提出期間

当事者が非居住者の証言録取を外国で行うよう請求した場合は、当該質問書に対する応答は、指令書の発出日から延長の認められない 6 月以内に、当該事件の担当聴聞官に提出しなければならない。これを期間内に提出しなかったときは、当該証人の当該証言録取及び宣誓供述書は削除される。

規則 9 聴聞

第 1 条 事件の審理

聴聞官は、事件の聴聞を、主たる証拠の受領のためのみでなく訴状又は申請において求められた暫定的救済についても、できる限り連続的かつ継続的日程で設定する。ただし、実体的事項に関する事件の聴聞又は当事者の証拠の受領は、90 日以内に終了させるものとし、原告又は申請人の証拠に 30 日、被告に 30 日、反論及び再反論の証拠について 30 日を割り当てる。暫定的救済の場合は、聴聞又は証拠の受領は、30 日以内に終了させる。

第 2 条 聴聞の延期

聴聞の延期は、非常に実質的な理由がある場合にのみ、かつ、当事者の証拠の受領が前条に規定する期間を超えないことを条件に、認められる。

第 3 条 審理の順序

特別な理由により聴聞官が別段の指示をしない限り、審理の順序は次の通りとする。

(a) 原告又は申請人は、当該訴状又は申請における主張を裏付ける証拠を提出しなければならない。宣誓供述書を提出した宣誓供述人／証人は、その宣誓供述書に基づいて、相手方弁護士による反対尋問を受けなければならない。

(b) 次に被告は、原告、申請人又はこれらの弁護士による反対尋問に応じて、自己の抗弁、反訴、交差請求及び第三者請求を裏付ける証拠を提供する。

(c) 第三者被告がいる場合は、その者は、自己の抗弁、反訴、交差請求及び第三者請求の証拠を提示する。

(d) 第四当事者等がいる場合は、その者は、自己が主張する重要な事実の証拠を提示する。

(e) 反訴又は交差請求をされた当事者は、聴聞官が定める順序で、自己の抗弁を裏付ける証拠を提示する。

(f) 次に各当事者は、それぞれ反証の証拠のみを提出することができる。ただし、聴聞官が十分な理由により、正義を推進するために、当初の事件に関係する追加の証拠の提出を許可した場合はこの限りでない。

(g) 各当事者は、証拠の提示が終了した場合は、最後の聴聞日から 10 日以内に、それぞれの覚書を提出することができる。特別法に別段の規定がない限り、各当事者に提出が義務付けられている適切な最終訴答書面には、自己が求める決定／解決の草案を含めるものとし、これには、基礎となる事実及び法律を明確かつ明瞭に記載する。聴聞官は、当事者の決定／解決案の何れかを全面的若しくは部分的に採用し、又は双方とも却下することができる。この要件は、終局判決以外の命令にも適用される。

第 4 条 合意事実陳述書

(a) 原告及び被告は、訴訟に係わる事実について書面で合意し、証拠の提示がなくても、合意した事実に基づく判決を求めることができる。聴聞官は、直ちに決定書を起草し、行政不服申立部の長にこれを提出するものとし、同部の長は、合意事実陳述書が決定を裏付けるのに十分であるときは、その決定を局長に推奨して承認を求めるものとする。

(b) 当事者が問題の事実の一部に限り合意した場合は、聴聞は、他の部分について行う。

第5条 事件を解決する期間

特別法により異なる期間が定められているのでない限り、争われているすべての事件又はその付随事件は、局による決定又は解決を求める請求があつてから30暦日以内に決定又は解決される。

第6条 併合

法律又は事実に係る共通の問題に関する訴訟が局に係属している場合は、聴聞官は、当該訴訟における争点の何れか又はすべてについて、合同の聴聞又は審理を命じることができる。聴聞官は、当該訴訟のすべてを併合するよう命じることができ、かつ、当該訴訟における手続に関して不要な費用又は遅延を回避するのに資するような命令を下すことができる。

規則 10 証拠

第 1 条 必要な証拠

実質的証拠は決定又は命令の裏付けに十分でなければならない。事実は、実質的証拠に裏付けられている場合は、証明されたものとみなすことができる。実質的証拠とは、合理的な人間がある結論を裏付ける又は正当化するのに十分であるとして受け入れられるような関連性のある証拠をいう。当局は、容認でき重要視できる法廷証拠の提示又は提出を認めるものとする。

第 2 条 文書証拠

文書証拠は、原本を容易に利用することができない場合は、写し又は副本によるものでも認められる。当事者は、請求により、写しを原本と照合する機会が与えられる。原本が公務員により保管されている場合は、その認証謄本も認められる。

第 3 条 局長及び聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない

局長及び聴聞官は、関連性がある重要な書類を受領し、証拠の採用に関して裁定し、関連性がないすべての事項を排除するものとし、また、正義と公正に基づいて行動するものとする。局は、その管轄下の事件を審理する権限の行使に当たって、技術的な証拠規則に厳密に拘束されてはならない。ただし、局は、事件の技術的争点に関して局長又は聴聞官が裁定することを可能にするよう、フィリピンの立法府、行政府及び司法府の公式の処分、論文、定期刊行物又は小冊子に公表された自然の法則、科学的事実、及び公知又は周知のその他の事実を司法的に確知するものとする。

第 4 条 方法特許の立証責任

特許の対象が物を得るための方法である場合において、その物が新規性のあるものであるか又は同一の物が当該特許方法によって生産されたとの十分な可能性があり、かつ、特許の所有者が適正な努力をしたにも拘らず実施に使用された方法を確定することができなかったときは、同一である物はすべて当該特許方法の使用によって得られたものと推定される。その同一の物を得る方法が特許方法とは異なることを立証するよう被告に命じるに当たり、局長は、できる限りにおいて、被告の製造上及び事業場の秘密を保護する措置を講じる。

第 5 条 更なる証拠を止める権限

聴聞官は、同一の争点について証人を増やしても説得力が増すとは合理的に予期されない程証拠が十分となった時点で、その特定の争点に関する更なる証言の採用を止めることができる。ただし、聴聞官は、当事者に明らかな不公正が生じることのないように、注意してこの権限を行使しなければならない。

第 6 条 手続には衡平法上の原則が適用される

知的所有権に係わるすべての事件において、該当する場合は、消滅時効、禁反言及び黙認といった衡平法の原則を考慮し、適用することができる。

規則 11 決定及び命令

第 1 条 決定の言渡し

(a) 事件は、規則 9 第 1 条に規定する証拠受領期間が終了し、証拠が正式に提供された時に、解決のために提出されたとみなされる。当事者が覚書等の最終訴答書面を提出したか否かに拘らず、当該事件は、本条規則に規定する提出があつてから 30 暦日以内に、局が決定する。事件の実体的事項についての決定は、すべて書面により作成し、基礎となった事実及び法律を明確かつ明瞭に記載し、局長が署名する。

(b) 決定及び最終命令は、場合に応じ、郵便、手交又は公告により送達する。

規則 12 行政罰及び制裁

第 1 条 科すことができる行政罰

公式調査後に、局長は、次の 1 又はそれ以上の行政罰を科すことができる。

- (a) 被告が停止すべき行為を明記し、当該命令に定める適切な期間内に遵守報告を提出することを被告に義務付ける停止命令の発出
- (b) 課された遵守又は中止の自発的保証の受諾。当該自発的保証には、次の 1 又はそれ以上の項目を含めることができる。
 - (i) 違反した知的財産法の規定を遵守する旨の保証
 - (ii) 公式調査の対象となった不法かつ不公正な行為及び慣行を差し控える旨の保証
 - (iii) 商業的に流通している欠陥品を回収し、交換し、修理し又はその価額を払い戻す旨の保証
 - (iv) 原告に対し、局において事件を遂行する上で発生した経費及び費用を補償する旨の保証局長は更に、被告に対し、定期的な遵守報告を提出すること及び約束の遵守を保証するための保証証書を提出することを義務付けることができる。
- (c) 違反行為の対象である物の収用又は没収。本規則に基づいて没収された物品は、局長が定める指針に基づいて、売却、資力に乏しい地方自治体の組織若しくは慈善若しくは救済団体への寄付、他の物へリサイクルするための輸出、又はこれらの組合せ等、局長が適切とみなす方法で処分する。
- (d) 違反行為に当たって使用された手回り品並びにすべての不動産及び動産の没収
- (e) 局長が適切とみなす金額での行政上の罰金の賦課。如何なる場合も、5,000 ペソを下回らず、15 万ペソを上回らないものとする。これに加えて、違反が続く場合は、1 日ごとに 1,000 ペソ以下の追加の罰金を科す。
- (f) 庁が与えた許可、ライセンス、承認若しくは登録の取消、又は局長が適切とみなす 1 年を超えない期間にわたるこれらの効力の停止
- (g) 被告が庁から取得しつつある許可、ライセンス、承認又は登録の差止
- (ga) 損害賠償の査定及び裁定
- (h) 譴責
- (i) 共和国法律第 8293 号第 216 条に規定するような他の類似の罰又は制裁

規則 13 判決、最終命令及びその記入

第 1 条 判決及び最終命令の言渡し

事件の実体的事項を決定する判決又は最終命令は、書面によるものとし、基礎となった事実及び法律を明確かつ明瞭に記載し、局長が署名し、庁の適切な登録簿に登録する。

第 2 条 判決及び最終命令の記入

不服申立が本規則に規定する期間内に提出されない場合は、局長は、直ちに、判決又は最終命令を庁の適切な登録簿に記入させる。判決又は最終命令の確定日がその記入日とみなされる。記録には、判決又は最終命令の決定的部分を記載し、局長が署名し、当該判決又は最終命令が確定した旨の証明書を添えるものとする。

第 3 条 執行命令及び令状

局長は、決定又は命令が確定し次第、職権によって又は利害関係人の申立に基づいて、庁の適切な上級職員若しくは職員、又はその他正当に授権された政府の代理人、上級職員若しくは職員に当該決定又は命令を実施及び執行することを命じ、義務付ける執行命令を発するものとする。

第 4 条 不服申立中の執行

相手方当事者への通知を伴う勝訴当事者の申立に基づき又は職権によって、かつ、承認された保証証書の提出があったときは、局長は、その裁量により、不服申立期間の満了前であっても、正当な理由を命令書に記載することによって執行命令を発することができる。不服申立中の執行は、局長が定める額の承認された逆保証証書の提出があったときは停止される。

規則 14 不服申立

第 1 条 決定及び命令の確定

(a) 局長の決定及び命令は、被害当事者がその写しを受領した後 15 日で確定するが、当該期間中に長官への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。

(b) 長官の決定は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所又は最高裁判所へ上訴が遂行されない限り確定する。

(c) 中間命令については、不服申立をすることができない。

(d) 長官の命令の再審理申立は認められない。

第 2 条 不服申立，遂行の方法

不服申立は、命令又は決定の受領後 15 日以内に、かつ、対応する登録手数料を納付して、不服申立書を長官及び局長に提出し、その写しを相手方当事者に送達して遂行することができる。

最終規定（省略）